

会議録要点記録

□全部記録 ■要点記録

1	会議名	姫路市地域自立支援協議会全体会（令和7年度第1回）
2	開催日時	令和7年6月17日（火） 10時00分～12時00分
3	開催場所	総合福祉会館5階 第1会議室
4	出席者	<委員> 姫路市地域自立支援協議会 委員22名（欠席2名） <事務局> 障害福祉課長、障害福祉課主幹、障害福祉課担当者
5	傍聴人数	1名
6	次第	1 開会 2 選任書交付 3 委員紹介 4 会長選出 5 副会長指名 6 議事 (1) 障害福祉推進計画（令和6年度実績等）について (2) 令和7年度姫路市地域自立支援協議会事業計画について (3) 障害福祉サービス等の支給決定基準の改正について 7 報告 (1) 姫路市障害者虐待防止センターの状況について 8 その他 9 閉会
7	配布資料	<事前配布> 資料1：姫路市障害福祉推進計画に係る実績について 資料2：令和7年度姫路市地域自立支援協議会事業計画（案） 資料3：障害福祉サービス等の支給決定基準の改正について 資料4：令和6年度 姫路市障害者虐待防止センター 通報・相談件数 <当日配布> 会議次第 令和7年度 第1回姫路市地域自立支援協議会配席図 姫路市地域自立支援協議会委員名簿 姫路市障害福祉推進計画 概要版
8	会議の要点内容	以下のとおり

事務局	<p>1 開会 (10:00)</p> <p>2 選任書交付</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 会長選出</p>
会長	<p>5 副会長指名</p> <p>6 議事</p>
事務局	<p>(1) 障害福祉推進計画（令和6年度実績等）について</p> <p>【資料1：姫路市障害福祉推進計画に係る実績について】説明</p>
会長	<p>議題1に関して、何か意見はないか。</p>
委員	<p>計画に係る実績に関して、協議会がどう検証していくのかということについて、国が定めた目標数値を目指すというところはよく分かるが、実際的に何がどう変わったのかについても考えていただきたい。</p> <p>例えば、事業所においては、自分たちで評価をするが、基本的な評価、利用者評価になっている。同じように計画に係る実績値においても、当事者がどう感じているかという評価なしに、評価してもいいものか。様々な検証をする中で、回数だけでなく、それによって何が変わったのか検証することが本来の評価になるのではと思う。</p> <p>私は児童に関わっているが、全体としてインクルーシブを進めたいという目標が計画の重点目標に掲げられている。しかし、例えば、「保育所、こども園でいわゆる特性があるこどももそうでないこどもも一緒にやっていく」ということが強調されているにも関わらず、その一方で児童発達支援サービスの利用者が増えている。こういったところについて、利用者数が増えていることはいいことなのかどうかという質的評価を是非当事者の声を交えてしていただきたい。</p> <p>現在の評価方法もこれはこれでいいが、児童発達支援の事業所が増えてよかったというように数字上は見えていても、私が相談を受ける中で、午後からは保育所を休んで、児童発達支援事業所へ行ってもらえないかという話がどんどん増えている。これは利用者にとってはいいことなのかどうか。全てはできないと思うが、部分的にでも質的な評価をどうするかについて、協議会においても検証いただきたい。</p>
会長	<p>協議会においても、計画の評価において、数値的評価より質的評価の方が重要であると考えている。</p> <p>質的な評価については、専門部会や事業者部会、当事者部会で検討し、皆さんの意見を伺いながら、姫路市の施策につなげていただけるようにしていきたいと思っている。</p> <p>事務局から何かあるか。</p>

事務局	利用者側からの評価は確かに重要である。行政では、まずは数値目標を設定することとなるが、計画を策定する際には、アンケートを実施し、現計画についての評価、次の計画にどう繋げるか意見をいただいている。計画期間中の中間見直し、状況確認については、会長のご発言どおり、個別に協議会で検討することとなると思う。
会長	他に何か意見はないか。
委員	先程の重点目標における目標指標の中で、障害者週間事業への参加者が見込より増加し、394人であったと報告があった。一方で、文化芸術活動振興事業においては、実績値が48人とされている理由は。
事務局	文化芸術活動振興事業については、障害者週間事業の実績値ではなく、障害者を対象とした料理教室参加者の延べ数の実績値を掲載している。
委員	文化芸術活動という名称であれば、音楽や美術といった取組についても含まれるのではないかと。障害のある方の余暇活動支援を行い、活発に暮らせるよう検討していただければと思う。
会長	見出しの表記等をもう少し工夫できればと考えている。 他に何かあるか。
委員	資料1の成果目標中「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」について、実績値が0となっているが、兵庫県においては令和6年度中に県内全市町に配置済みであり、姫路市でも配置していると報告しているはずである。 資料の実績値が0であると、県への報告と齟齬が生じると思われる。
事務局	資料を修正する。
委員	ひめりんくの設定等により、相談支援体制の充実は図られていると感じている。その一方で、児童のセルフプラン率の高さも気になるところである。 保護者が予めこの事業所を利用したいと決めている場合はいいが、右も左も分からない状態であれば、入口を間違えると思ってもいない方向に進んでしまう。特に、我々の団体は重症心身障害児・者が多いが、そこには相談支援専門員がついて、適切にプランが立てられるような状況を作っていただきたい。 また、時折受ける相談で、総合福祉通園センターに通う中で、児童の通所サービス利用方法について案内チラシを渡され、一度相談するよう促されることがあると聞く。同じ公的機関であるので、できれば、ひめりんくを紹介していく流れを作っていただけるとありがたいと思う。 もう1点、相談支援事業所の方から話を聞いたが、各事業所が、本来は相談支援専門員の業務ではない内容についてまでも相談することで、相談支援専門員本来の仕事が

<p>会長</p>	<p>できない状況があるとのことだ。その辺りの業務の棲み分けも検討していただきたい。</p> <p>セルフプランの現状について、事務局から説明いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>セルフプラン率については、障害児が 10%前後、障害者が 5%前後で推移しているが、いずれも徐々に増加している状態である。</p> <p>手続上、早くサービスを利用することを希望される場合も多いが、その結果、途中で困られる方も生じてくる。そのような事例は、委員にも相談が入っているように、障害者より障害児で聞く場合が多い。</p> <p>計画相談支援においては、「機能強化型」という報酬区分ができています。その中には基幹相談支援センターから紹介された支援困難な事例に対しても計画相談を提供していることが報酬算定の要件となっている。「支援困難事例」の定義については議論が必要ではあるが、特に困られている方、困られそうな方については、適切に制度に乗り、相談支援事業所へ繋がってもらいたい。</p> <p>また、委員の指摘のとおり、各サービス提供事業所がどのようなことでも相談支援事業所へ相談するという流れができてしまっていると感じている。介護保険課では、報酬に直結しない仕事「シャドウワーク」について議論がなされ、今年度初めにケアマネージャーの仕事の説明を記載したちらしが介護保険課から出され、地域包括支援センターに配架されたと聞いた。</p> <p>計画相談のサービス開始前には、各事業所において、それぞれ自分たちの仕事の範疇はあるものの、制度の隙間からこぼれ落ちる人がないように、お互い補いながら支援していた。各事業所において、無意識ではあるが、それぞれの業務についての幅の認識が狭まっている可能性があることも考えられる。</p> <p>障害福祉分野においては、今年度つながる部会を中心に、同様の議論がなされる予定と聞いている。文書の発出が必要な場合は、障害福祉課から発出することとなるが、その前提として、業務が整理されることを期待している。</p>
<p>委員</p>	<p>セルフプラン率はやはり増加している、令和 2 年度にはサービス受給者数が 4,200 名に対して、セルフプラン数は 70 名程度であった。それが令和 5 年度の時点では、5,600 名を超える対象者に対して、セルフプラン数が 500 名を超えている。その中でも児童は、この 3 年間で約 800 名サービス受給者が増えており、その中でセルフプランが 300 名を超えてきている現状である。その一方で、ここ 3 年間相談支援専門員の人数はほぼ変わっていない。セルフプランの方が増加することは当然想定されることであると思うが、支援者間の連携調整が必要な方に関しては、計画相談が入れたらいいと思っている。特に保育所等訪問支援が入る児童の場合、現状では相談支援専門員がつくことができず、家族支援がうまくいっていない場合があるという報告も受けている。障害児相談支援を担える人材育成というところは本当に課題である。</p> <p>また、業務かどうか判断が難しいシャドウワークについては、相談支援専門員の中でも話題に上がっている。今年度つながる部会で検討していけたらと考えている。</p> <p>相談支援専門員の場合は、特に一人暮らしの障害がある方への支援において、明ら</p>

	<p>かに業務範囲を超えた、いわゆる家族代わり扱いをされる依頼、例えば医療機関の保証人や事業所利用の際の緊急連絡先となること等の依頼が多くなっている。各関係機関から多種多様な依頼を受け、他に誰もおらず、また、緊急性が高いことを理由にやむを得ず引き受けることもあると聞く。</p> <p>そういった依頼に対応できる資源が地域にあるのかどうか、なければそれをどう作っていくかについて、協議会で議論する必要があると感じている。</p> <p>療育の始め方に関しては、また意見をいただきたいところであるが、総合福祉通園センターが関わっている方に関しては、方向性や目的について整理した上で、サービスに繋げていただきたいと考えている。専門職が在籍する医療機関に関しては、そこから直接計画相談に繋がるという流れを作っていたかと思うので、ひめりんくを經由せずに、繋げていただきたい。今一度総合福祉通園センターの相談機能を見直し、スムーズに療育に繋げていく仕組みづくりをしていただきたい。</p>
副会長	<p>総合福祉通園センターにおいても、どう療育を進めるかの流れを作っている。</p> <p>①ひめりんくに繋ぐ方、②ルネスでの療育を進める方、③急いで地域の療育に繋げる必要がある方の大体3通りになる。③の場合がセルフプランになる場合が多いが、ルネスでの初診時には、障害福祉課がセルフプランで支給決定できるよう診断名や療育の必要性について記載した書類を作成し、少しでも早く進められるよう動いているところである。</p> <p>委員からもあったように、相談支援専門員の受入状況は完全に飽和状態にある。国の報酬制度が進まなければ、市独自の支援策が必要な状況であるかと思う。希望される方が、全て計画相談に繋がることのできるよう、ルネスとしても協議会と一緒に考えていきたい。</p>
会長	<p>他に意見はないか。</p>
委員	<p>私の事業所でも、飛び込みで利用したいという方が来られ、私自身が相談支援をしているかのような対応をしている現状である。</p> <p>1点提案がある。姫路市で定めている児童のサービス利用申請書があり、それを利用して制度の説明を行うことが多いが、この申請書は「申請します」がスタートラインとなっている。</p> <p>その前のステップ、保護者が児童に関して少し気になったときに、ひめりんくや他のいろいろな相談窓口への相談を経て、こんなふうに決めていくのだということ、その先に計画相談やセルフプラン、事業所があるという、サービスの利用のもう少し手前の方から児童通所サービスについて説明文書を作っていただくと説明がしやすい。そう難しいことではないので、是非やっていただければと思う。</p>
会長	<p>様々な質問、意見をいただき感謝申し上げます。</p> <p>この議題には、大きく3つの課題があると考えている。</p> <p>一点目は、基盤整備、例えば相談支援専門員数の問題である。ここに関しては、県や</p>

	<p>市で施策を実施していただくことが必要となる。</p> <p>二点目は、相談支援を始めとする各事業所の質の問題である。ここに関しては、基幹相談支援センターやこども発達支援センターを中心に、全体の質を上げていただくことが重要だと考える。</p> <p>三点目は、ネットワーク作りの問題である。国では重層支援体制の整備という形で進められているが、当協議会には、医療、教育、地域福祉、労働、保健等様々な分野の委員に参加いただいております、そこが連動しながら進めていくことに、この協議会の大きな役割があると思っている。</p> <p>委員の皆さまと意見交換しながら計画目標の達成に向けて取り組んでいきたい。</p>
会長	<p>続いて、議題2について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2) 令和7年度姫路市地域自立支援協議会事業計画について</p> <p>【資料2：令和7年度姫路市地域自立支援協議会事業計画（案）】説明</p>
会長	<p>議題2の説明について、何か意見はないか。</p>
委員	<p>様々な部会で協議していただき、感謝申し上げます。</p> <p>今年度の権利擁護のまもる部会の検討テーマにも該当すると思われる事案があったので報告する。</p> <p>当団体の会員に電動車椅子を利用している方がいる。首から下が動かず、大きめの車椅子を口で操作されている。その方は就労しており、週5、6日ほどバスで姫路市街に出てきて仕事に従事している。</p> <p>今年の5月、その方がバス乗車する際のことである。通常車椅子が乗車する際は、スロープを出してニーリングにより車高を低くし、傾斜を緩める対応を取るが、そのときはバス停についてもニーリングがされず、スロープだけが設置された。そのため、傾斜がきつく、車椅子の後輪が空転してしまった。その際、運転手が車椅子を押してくれたが、車椅子が自走を始めた際、運転手が車椅子を蹴る行動をとったとのことである。本人の後ろにいたヘルパーはその行動に気付いたが、本人は首から下の感覚がないため、気付かなかった。そういった事案が起こった。</p> <p>本人やヘルパーはその日の内に、バス会社に苦情の電話を入れたが、なかなか納得できる回答が貰えない状況である。本人からの申入れに対して、会社としてではなく、社員個人の見解として、「力のない乗務員の場合は、乗車できない場合がある」といったある意味乗車拒否とも受け取れる回答があった。</p> <p>バス会社は規模も大きく、従業員も多い。令和6年4月から障害者差別解消法が改正され、合理的配慮の提供が義務化されたが、現場と上層部の意思疎通がうまくできていないのではないかと感じている。社内全体の体制づくりが重要だと思う。</p> <p>当団体としては、会社に申入れを行い、今後も協議を進めていく予定としている。行政においても、協議会においても、権利擁護の観点からしっかりと検討していただきたい。</p>

事務局	<p>同事案について、先日、バス会社の方が障害福祉課へ来られた。バス乗車時の車椅子の利用等についてマニュアルを作成したので、確認してもらいたいという相談であった。</p> <p>障害者差別解消法の中で合理的配慮の提供が義務化されているが、ポイントは「建設的な対話」であることと伝えた。マニュアルがあったとしてもそれが唯一の正解ではなく、個々の障害により、対応方法がそれぞれ異なる。対話を重ね、どういうことを望んでいるか、また、希望に沿えない場合、丁寧に説明していく必要があることを伝えた。</p> <p>障害福祉課へ来所した方は、障害者差別解消法の改正ポイントも充分理解されていたため、現場との温度差があるのではないかと、個人的には感じたところである。</p> <p>今回の件も含め、まもる部会において検討を進めていただきたい。</p>
会長	<p>私も事案は聞いている。</p> <p>今回のような事案が生じた際に、事例に対して協議をする場については、現在はこの協議会となっているが、どこに集約して検討を進めていくかについて、今年度考えるべきテーマではないかと考えている。</p>
委員	<p>事業者部会の生産活動事業振興部会には、昨年度も参加した。</p> <p>「生産活動」という設定の中で参加する事業所は、主に生活介護、就労継続支援事業所であったが、参加事業所と話をする中で、それぞれの事業所の活動が、「食べ物を作る事業所」「軽作業をする事業所」「農作業やそれ以外の活動をする事業所」「造形活動をする事業所」等、幅広く活動内容が分かれており、「事業者部会で何をするか」を協議する前に、まず各事業所の特色についてお互いが知り、繋がりを作ることが大切ではないかと感じた。繋がりができて初めて一緒にもの作りをする話が進むのではないか。</p> <p>また、先程の質問の際にも触れたが、「生産活動事業振興」というだけではなく「芸術文化」をここに加えるべきではないかと思う。これまでの「働く」とは、内職作業や清掃等が中心であった。しかし、障害分野においても、アートの発信というところで生産活動としての表現をしたり、生活の基礎となるような活動したりすることが充実した生活に必要であるという考えが出てきている。</p> <p>もの作りをするとしても、各事業所の特色、例えば「生産として確たるものを作ることができる」「軽作業でギフトセットの箱を作る」「パッケージのデザインをする」「それぞれの事業所をつなぎ、中心になるような販売の活動をする」等、全体的な仕組みづくりを考える活動について今年度検討していければと思う。</p>
会長	<p>事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>昨年度の生産活動事業振興部会では、障害のある方の多様性に伴い、事業所における生産活動においても多様なニーズに対応することとなり、姫路市においても生産活</p>

	<p>動支援事業振興の仕組み作りが進められている現状の中で、今後の生産活動のあり方について、事業者同士でどのような取り組みができるかということを検討した。</p> <p>各事業所においては、人材不足、利用者支援の多様化が進み、実際には営業や新商品開発になかなか時間が割けないことが課題として挙げられた。また、事業所の独立性を阻害せず、皆で話し合える機会を作っていないといけないという非常に前向きなご意見をいただいた。</p> <p>今年度については、第2回の全体会でもいただいた課題や意見を踏まえ、各事業所の既存の商品分野の情報収集、また、これまでの営業の中で更なる販路を拡大していくことと並行し、事業者間で連携、協働していく中で、新たな商品開発に向けての仕組みについて検討したい。</p> <p>昨年度参加いただいた事業所には、全く生産活動に取り組みされていない事業所があり、自分たちに何ができるのかという話もあった。しかし、例えばラッピングや発信のためのツール等、裏方として活躍できる場がそれぞれあるのではないかと考える。物を作る事業所だけではなくて、いろいろな事業所が関わって進めていくことが大事だと思う。現在は部会に興味のある事業所に参加いただいているが、ゆくゆくは拡大し、いくつかのグループに分かれながら取り組むという形で発展していけるのが一番いいのではないかと考える。</p>
委員	<p>先日、児童関連事業所ネットワーク（ひめじっこネット）の会議に参加させていただいた。参加者全体を課題解決チーム、イベントチーム、研修チームと3つのグループに分け、それぞれで議題を設定し、オンラインで会議を開催されていた。</p> <p>生産活動においても様々な事業所がある中で、そういった大きなテーマを設定し、どこの部門に参加するかを各事業所が選ぶという形を取れば、現実的に進められるのではないかと大変参考になった。</p> <p>今生産活動事業振興部会に参加している事業所だけで、自立支援協議会事業者部会として協議を続けるのもいいが、各事業所がお互いをよく知らないがために及び腰になっている様子も伺える。どこが音頭を取るのかも含め、せっかくの事業者部会の機能が働くようにできないかと考えている。</p>
会長	<p>事業者部会の開催方法については、検討を進めていきたい。</p> <p>次に児童のネットワークについて、担当委員から説明願いたい。</p>
委員	<p>児童関連事業所ネットワークにはここ3年ほど取り組んでいる。</p> <p>基本的には日中は皆業務があるため、夜にオンラインで会議を開催しているが、その中で、やはり皆で顔を合わせたいという希望があり、昨年度末には交流会も開催した。</p> <p>40名程集まったが、「こんなことをしてみたい」「こんな課題を解決したい」という人が年齢を問わずこんなにいるのだということを実感した。人材はたくさんいる、その人材をうまく活用することが大事だと感じたところである。</p> <p>今年度はオンラインでの会議を続けているが、30名程のメンバーが、先程ご紹介の</p>

	<p>グループに分かれて活動している。</p> <p>課題解決チームでは、小学校との連携に課題があるとして、事業者向けアンケートを作成し、困りごとの解決に向けて動いている。</p> <p>イベントチームでは、子どもも来てもらって楽しめること、事業所の紹介も含め、可能であれば、就労分野の事業所にも参加いただき、先を見越したようなプレゼンテーションができないかと考えている。</p> <p>研修チームでは、家族支援やセルフプラン等をテーマに取り組む予定である。</p> <p>また、先ほどの事業計画の説明時に、事業部会から出た課題や意見を専門部会で検討していくという話があったが、私としてはその逆も考えている。むしろ専門部会でやり切れなかった部分を、事業者部会で最後までやり通すのが、当ネットワークの仕事ではないかと思う。回数や頻度に縛りがないため、協議ができる環境を整えた後は、いろいろな人たちが意見を言えればいいということを考え、プラットフォームを用意している。</p>
<p>会長</p>	<p>昨年度から自立支援協議会における事業者部会のあり方については、事業者の主体的な活動を支援していく方向で取り組んでいる。</p> <p>今、委員からもあったようにネットワークの中で主体的に活動いただいている内容を協議会とつないでいただき、着実に政策形成や市全体への周知ができればと考えている。今後ともご協力をお願いしたい。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かあるか。なければ、今年度の協議会の活動については、事業計画に基づいて実施していくこととする。</p> <p>続いて、議題3について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(3) 障害福祉サービス等の支給決定基準の改正について</p> <p>【資料3：障害福祉サービス等の支給決定基準の改正について】</p>
<p>会長</p>	<p>資料3の説明について、何か意見はないか。</p> <p>私から質問だが、この就労選択支援において、新規申請の場合は理解できるが、いわゆる支給決定の更新時にも同じ手続きを経ることになるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>更新時は必ず利用しなくてはならないとはしておらず、新規申請の時点で要件を満たしている場合は継続する方向で考えている。ただ、一旦受給者証を返還し、しばらく空き、改めて利用される場合は、新規扱いとなる。</p> <p>就労継続支援B型事業所の場合は、直近での職歴や年齢、障害年金の受給の有無等、支給決定できる対象者が決まっている。要件を満たさない場合は、就労選択支援を利用するよう案内することとなる。</p> <p>更新時に留意する点としては、就労移行支援のような標準利用期間の定めがあるサービスの延長時かと思う。例えば就労移行支援では、2年間で標準利用期間となっているが、所定の手続きを経た場合、延長ができる旨の規定がある。今後、延長の場合に</p>

	<p>は一旦就労選択支援を利用し、評価を受けた上で支給決定を行うように変更となる。就労継続支援B型の場合は、そのまま更新できる。</p>
会長	<p>支給決定基準の改正について、協議会として事務局案を承認する。 続いて報告事項に移る。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7 報告 (1) 姫路市障害者虐待防止センターの状況について</p> <p>まず、資料の説明に先立ち、姫路市障害者虐待防止センターについて説明申し上げる。</p> <p>令和7年5月1日より、第一通報の受付について、ALSOKあんしんケアサポートへ24時間365日の委託を開始した。電話番号の変更はなく、079-221-2432へ架けると、ALSOKへ転送される。ALSOKは受付を行うのみであり、その後の対応は市が行う。また、緊急案件については、即時連絡をいただき、市が対応する仕組みとなっている。</p> <p>【資料4：令和6年度 姫路市障害者虐待防止センター 通報・相談件数】説明</p>
会長	<p>何か質問はないか。</p>
委員	<p>通報者となるのは、児童の周辺の保護者だけではなく、こども園等の職員もであるが、通報にはかなり躊躇されている。通報により保護者とのその後の関係が崩れてしまうことを考えると、通報するハードルが高い。そのような事情について、関係が崩れるわけではないということを説明しつつ、通報の必要性をきちんと周知する取組が重要である。</p> <p>また、実際に虐待が認定できなかった事案が多いと説明があった。子どもの場合は「マルトリートメント（不適切な養育）」という言い方をするが、虐待と認定できないまでも不適切な関わり方をしている事案が多くあると思われる。これも問題である。このような事案に対してもフォローしていただきたい。</p> <p>また、説明資料には、発達障害の方が0名となっているが、そのようなはずはない。周知をしっかりとお願いしたい。</p>
会長	<p>他に何かあるか。</p>
副会長	<p>類型の総数は12名だが、虐待の種類や障害については、13名になっている。どこが重複しているのか。</p>
事務局	<p>虐待の種類については、心理的虐待と身体虐待が重複している 障害種別については、身体障害と知的障害が重複している。</p>

会長	8 その他 なし 様々な意見を伺う機会となった。私の進行は以上とする。 9 閉会 (12:00) (終了)
----	---